

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応方針

株式会社 東和銀行

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、大規模災害に被災されお借入のご返済が困難となる個人のお客さまは、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除や減額を申し出ることができます。

当行は、大規模災害の発生時には緊急相談窓口を全ての融資取扱いの支店に設置し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づくお客さまからのご相談に対しまして、誠実に対応してまいります。

※ 本ガイドラインの詳しい内容につきましては、以下のリンク先をご確認ください。

① [大規模災害に被災された皆さまへ PDF](#)

② [自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)

(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のサイトへリンクします)